

議案第181号

和解について（環境局関係）

損害賠償請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 大阪車輛工業株式会社	城東区森之宮 2 丁目 2 番 3、23及び24の土地（以下「本件各土地」という。）について大阪市土地開発公社（以下「公社」という。）から権利の承継を受けた本市は、被告に対し、本件各土地について判明した土壤汚染に関し、被告及び公社との間で平成18年2月28日に締結された合意書に基づき、土壤汚染の範囲を確定し、その汚染土壤を関係法令に基づき適正に処理するための費用（以下「本件対策費用」という。）の応分の負担を求めたが、被告はこれに応じなかった。
2 大阪地方裁判所 平成29年（ワ）第2015号 損害賠償請求事件	これに対し、本市は、当該合意書に基づく本件対策費用の応分の負担又は本件対策費用に相当する額の損害賠償について調停を申し立てたが、これが成立しなかったため、被告に対し、本件対策費用に相当する額金499,122,451円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起していたところ、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

2 和解の要旨

被告は、本市に対し、解決金として金60,000,000円を支払う。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

損害賠償請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。